

刑務所出所者等就労奨励金

1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ①保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
- ②刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
- ③正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること

※短時間労働者（週20時間未満）を除く

**【支給額】 8万円×1～6か月目、12万円×2回（9、12か月目）
（最長1年）**

2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

**【支給額】 2万円×1～3か月目、4万円×4～6か月目、12万円×2回
（9、12か月目）（最長1年）**

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用